

埼玉南部地区(旧埼玉県A地区)における運賃改定実施による労働条件の改善状況

埼玉南部地区(旧埼玉県A地区)においては、令和5年11月20日から新運賃を実施しており、今般、一般社団法人埼玉県乗用自動車協会において、タクシー運転者の労働条件の改善状況が公表されたところですが、同協会に加入していない事業者はこの公表に含まれていないことから、同協会に加入していない事業者の状況について、次のとおり公表します。(なお、同協会に加入していない事業者は埼玉北部地区(旧埼玉県B地区)にはおりません。)

1. 運賃を改定した事業者数

8社 (8社のうち、運転者の給与が兼業する他事業分と合算して支払われている1社については対象外とした。)

2. 一般運転者に係る運転者1人平均時間あたり賃金の支給率の変動状況

○賃金支給率が上昇した事業者数: 7社

110% 以上	109% 以上	108% 以上	107% 以上	106% 以上	105% 以上	104% 以上	103% 以上	102% 以上	101% 以上	100% 以上
	110% 未満	109% 未満	108% 未満	107% 未満	106% 未満	105% 未満	104% 未満	103% 未満	102% 未満	101% 未満
3社	—	2社	—	1社	—	—	—	—	—	1社

(注)一般運転者とは定時制乗務員を除く運転者をいう。

(注)賃金支給率の変動状況は、次の算式により算出

$$\left[\frac{\text{一般運転者に係る 令和5年12月～令和6年5月の賃金支給総額}}{\text{同時期の総労働時間数}} \right] \div \left[\frac{\text{一般運転者に係る 令和4年12月～令和5年5月の賃金支給総額}}{\text{同時期の総労働時間数}} \right] \times 100$$

3. 労働条件改善状況

(1) 運賃改定後に実施した労働環境の改善

・アプリの導入 2社

(2) 手当類の創設・拡充

特になし

(3) その他

・休暇取得の推進 1社

以上

<問い合わせ先>

埼玉運輸支局輸送担当

担当者 坂井、坂田

連絡先 048-624-1835(音声ガイダンス3番)

<配布先>

関東運輸局記者会(ハイタク等専門紙)